

伊勢宮川中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月

1、いじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に内面的影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されないものです。

いじめ問題への対応は本校における最重要課題のひとつであり、一人の教員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめはすべての生徒に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければなりません。

2、いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義しています

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等の客観的な事実確認を行うことも重要です。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 1、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2、仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5、金品をたかられる
- 6、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3、いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない。

4、学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、保護者その他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は適切かつ迅速に対処するとともに、その再発防止に努めます。

5、伊勢宮川中学校におけるいじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にもどこでもいつでも起こりうるものであることを踏まえ、いじめの問題克服のために、以下の考え方を基本とします。

- ア 心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間へと育み、いじめを生まない土壌をつくる社会をめざします。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを大切にします。
- ウ いじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。
- エ すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをめざします。
- オ 人と人のつながりの重要性を子どもたちが体感できるよう、大人と子どものコミュニケーションを促進します。
- カ 地域・家庭と一体になったいじめ問題への取組が重要であることを啓発していきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要です。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る必要があります。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を、徹底して守り通します。何よりもいじめを受けた生徒の思いを尊重しながら、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行っていきます。

また、家庭や教育委員会などへの連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校は組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

6、いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 生徒指導部会

毎週火曜日 1 限目に生徒指導部会を開催します。

構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年部生徒指担当、養護、(必要に応じて) SC

イ 教育相談部会 (おもに不登校)

毎月 1 回、教育相談部会を開催します。

構成員は、校長、教頭、養護、SC、各学年部教育相談部員

ウ 職員会議

毎月 1 回職員会議を開催します。

全職員で情報共有するとともに、共通理解を図ります。